

ごみ分別フローチャート

ご家庭のごみですか？

いいえ

事業系ごみとして処分してください

※詳細はP19を参照ください

はい

指定ごみ袋に入りますか？

※資源ごみ、有害・危険ごみは45ℓ以下の透明・半透明袋になります

いいえ

**粗大ごみです
戸別収集が直接搬入となります**

※詳細はP4を参照ください

はい

次の分別区分に分けて
ごみ集積所に出してください

※直接搬入の場合も同様になります

※枝木、板切れなど
太さ6cm以下、長さ50cm以下に揃え、ひもで結束後の直径が30cm以下であれば、45ℓの指定ごみ袋と一緒に束ねて、ごみ集積所へ出すことも出来ます
その他、詳細は2ページの図をご覧ください

分別区分

生ごみ、紙くず、木くず、布くず、プラスチック・ゴム製品類、皮革などの燃える素材



金属類が含まれていますか？

いいえ

はい

※リサイクルできる古紙、古布などは資源として分別する

もやせるごみ

※詳細はP2参照

ガラス類(コップ、花瓶、化粧容器等)、陶器類(植木鉢等)、瀬戸物類(茶碗等)、鏡など



※割れ物は紙に包み指定ごみ袋に「危険」「割れ物」と明記する

もやせないごみ

※詳細はP3参照

アイロン、おもちゃ(プラ+金属)、傘、カセットコンロ、携帯電話、炊飯器、デジカメ、はさみ、パンチ、ファンヒーター、ポットなど

※金属類が混じているもの
※金属のみは資源

電池は外して有害・危険ごみへ

小型家電リサイクル製品ですか？

いいえ

はい

注1

もやせるごみ

※詳細はP10参照

アルミ・スチール缶類(空き缶)、ペットボトル類、びん類、金属類(すべて金属)、紙・ダンボール類、布類、白色トレイなど



※紙類はひもで十文字に縛る
※びん類でコップ、耐熱ガラス、消毒液、化粧品類などのびんはもやせないごみへ

資源ごみ

※詳細はP6~10参照

蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計・電子たばこなど



※電池類は、発火の恐れがあるためセロハンテープやビニールテープ等で端子部分を覆う

有害・危険ごみ

※詳細はP5参照

注1 小型家電リサイクル製品についてはP10参照

ごみの出し方

資源ごみの出し方

その他のごみ

ごみ分別辞典

※上記のフローは一般的なものであり、収集出来ないもの、直接搬入(持込み)出来ないものなどがあります。詳細は各ページをご覧ください。